

令和 6 年第10回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和 6 年10月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

令和6年第10回奥州市農業委員会総会議事録

令和6年10月25日(金) 午前9時30分
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 諸般の報告

第4 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（22名）、欠席委員（2名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文 (欠席)	18 三浦 正幸 (欠席)
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子	23 星 洋子	24 伊藤 周治

農地利用最適化推進委員

- 4 千田 晴郎
- 18 佐藤 たき子
- 28 岩渕 修
- 34 千田 功

事務局職員

- 事務局長 井面 宏
- 事務局長補佐 佐々木 治彦
- 農地係 係長 佐藤 茂樹
- 上席主任 村上 真紀
- 主事 佐々木 翔琉
- 農業振興係 係長 菅野 伸
- 主事 小原 朋世

議長 ただいまより、令和6年第10回奥州市農業委員会総会を開会いたします。
欠席の届出委員は、17番、菊地隆文委員、18番、三浦正幸委員です。
出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。
なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、千田晴郎推進委員、佐藤たき子推進委員、岩渕修推進委員、千田功推進委員に出席を求めています。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、総会日程にしたがって進めてまいります。

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、7番、福田貴徳委員、8番、千葉房志委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。
事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは主要会務を報告し、諸般の報告といたします。令和6年9月17日から10月16日までの主な内容をご報告申し上げます。9月25日、第9回総会を開催し、農地案件6件について審議、決定いたしました。同日、第5回農政専門委員会を開催し、市認定農業者協議会との懇談会の開催について協議いたしました。同日、第4回農業振興専門委員会を開催し、農作業労賃標準額の策定について協議いたしました。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。

質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 今月の報告件数は44件です。いずれも相続による所有権の移転で、委員会へのあっせん希望は番号1、番号2、番号22、番号44の4件です。番号1については権利を取得した農地のうち胆沢若柳の農地を希望しているため若柳地区担当に、番号2について水沢西地区担当、番号22について愛宕地区担当、番号44について北股・南股地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。各地域担当の農業公社の農地コーディネーターにも情報提供予定です。市外の方への相続となるのが、番号8、番号13、番号21、番号23、番号32、番号33、番号38、番号39の6件です。以上、ご報告します。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の報告件数は3件です。解約の理由は、貸し換えのための解約2件、労力不足による解約1件となっております。以上、ご報告します。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、所有権の移転が3件、使用貸借権の設定が2件の計5件です。番号1は、新規就農のため、291万1,150円で売買するものです。譲受人は今年9月に奥州市に移住しました。自身の経営農地はありませんが、前住所地で市民農園の運営や花き、野菜の栽培、加工、販売等を行う法人の代表を務めていました。田植え機、トラクター、管理機、バインダー、草刈り機、乾燥機等を導入予定で、水稻、花き、豆、里芋を作付け予定です。番号2は、高齢化のため、金額7,000円で売買するものです。番号5は、隣接地取得のため、金額6万円で売買するものです。以上、5件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 21番、岩渕壽子委員。

21番委員 1番の方ですけれども、何歳位の方かちょっと知りたいです。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 質問にお答えいたします。譲受人の方は現在57歳になります。以上です。

(「議長」の声あり)

議長 21番、岩渕壽子委員。

21番委員 了解しました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐々木主事。

主事 今月の案件は、利用権の設定が26件、所有権の移転が4件の計30件です。以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借り人又は譲受人が認定農業者等であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 はい。22番、家子洋子です。この26番ですけれども、期間が2年間ということですから、素人が見てちょっと短いと思います。2年間っていうのは自由でいいと思うんですけれども、他と比べてちょっと短いので、少し気になって質問しました。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤係長。

係長 はい。期間としては3年とかが多いので、確かに短期間ではございますが、貸して借りて、お互いに了解のもとで申請されておりますので、問題ないと事務局では考えております。

(「議長」の声あり)

議長 22番、家子洋子委員。

22番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は2件です。番号1は、自己住宅を、番号2は、居宅への進入路等を整備するものです。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号1、番号2を、10月9日に高橋浩幸委員、佐藤たき子推進委員、事務局で、現地確認を行いました。番号1は畑として、番号2は果樹等が植えられ、どちらも適正に管理されていることを確認しました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 議案第3号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 村上上席主任。

上席主任 今月の案件は5件です。番号1は、使用貸借により自己住宅を整備するもので

す。非農地を含む総事業実測面積は 358.05 m²です。番号 2 は、売買により宅地分譲 1 区画を整備するものです。非農地を含む総事業面積は 308 m²です。番号 3 は、贈与により自己住宅を整備するものです。番号 4 は、使用貸借により自己住宅を整備するものです。非農地を含む総事業面積は 420.79 m²です。番号 5 は、売買により太陽光発電設備を整備するものです。非農地を含む総事業面積は 2,000.85 m²です。いずれも補足説明資料に記載のとおり立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。続きまして、現地確認報告をいたします。番号 1、番号 2 を、10 月 10 日に鈴木洋一委員、千田晴郎推進委員、番号 3 を 10 月 9 日に高橋浩幸委員、佐藤たき子推進委員、番号 4 を、10 月 9 日に鈴木喜一委員、岩渕修推進委員、番号 5 を 10 月 10 日に千葉孝治委員、千田功推進委員、全日全て事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号 1 は、トラクターで耕起して管理されているものと確認しました。番号 2 は、畑として適正に管理されておりました。番号 3 は、畑として果樹等が植えられておりましたが、下草刈り等適正に管理されておりました。番号 4 は、畑として利用されていたようでしたが、荒れ果てており、今回の計画で一度草刈りをしたように見受けられました。転用の確実性が問題のない転用計画と判断されるため、許可後、事業実施により、解消されるものと確認いたしました。番号 5 は、宅地部分の居宅が取り壊されており、空き家となって何年かは経過しているようでしたが、管理はされているものと確認いたしました。全ての案件について、事前着工もないことから、違反転用等問題ない旨で確認いたしましたことを報告いたします。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 議案第 4 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 佐藤農地係長。

係長 この案件は、許可後当該地に隣接する農地について、転用事業者に対し売却希望であるから購入してもらえないかとの打診があり、事業範囲の拡張を企図したが、その隣接する農地の一部が共有名義となっており、権利調整に時間を費やしたため、事業が遂行されないまま現在に至ったものです。当該地については、所有権が平成25年7月22日に転用事業者へ移転しておりますが、元の所有者は平成28年に死亡しており、返還することが困難な状況であることから、当該地については事業計画変更申請を行い、更に事業拡張分となる農地9筆については事業計画変更の承認を得たのち、改めて農地転用許可申請がなされる見込みです。なお、当該計画地は第3種農地で原則許可の農地であること、変更後の計画の資金の裏付けもあることから、転用事業は行われるものと判断しております。以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第5号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 村上上席主任。

上席主任　　今月の案件は３件です。番号１は、昭和４３年頃に業務用敷地の一部となって以来、雑種地として利用しています。番号２、番号３は、関連案件です。昭和６０年頃に業務用倉庫及び資材置き場として整備して以来、宅地として利用しています。続きまして、現地確認報告をいたします。番号１を、１０月１０日に鈴木洋一委員、千田晴郎推進委員、番号２、番号３を１０月９日に鈴木喜一委員、岩渕修推進委員、両日、全て事務局同行のうえ現地確認を行いました。番号１は、面積の半分以上を業務用敷地の一部として利用され、残りの面積は傾斜地の一部に土留めのようなになっており、農地としては利用できないような状況でした。番号２、番号３は物置、資材置き場があり、農地として復旧困難であることを確認しました。いずれも現地は証明願のとおり農地以外の用途で利用され、２０年以上が経過しており、かつ農地に復旧は困難であることを確認いたしました。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。

議　　長　　議案第６号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　　なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案については、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって、議案第６号は、証明願のとおり決定されました。

議　　長　　以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長　　皆さん、ご起立願います。

議　　長　　ご苦労様でした。

閉　　会　　午前１０時２分